
公費解体加速化プラン

公費解体見込棟数の見直し

令和6年8月26日

石川県・環境省



公費解体見込棟数及び災害廃棄物発生量の見直し

○実行計画(R6.2)では、解体対象を「**22,499棟**」と推計していたが、8月19日時点でこれを大きく上回る「**26,774棟**」の申請

◆ **各市町が被害棟数や申請棟数の推移等を踏まえ、解体棟数を見直し（県とりまとめ）**

解体見込棟数 22,499棟 ⇒ **32,410棟 (+9,911棟)**

災害廃棄物発生推計量 244万t ⇒ **332万t (+88万t)**



➡ **解体見込棟数は増えたが、解体完了は引き続き来年10月を目標とし、さらに一日でも早い完了を目指す。**

◆ **公費解体の完了目標：令和7年10月末（災害廃棄物の処理完了：令和8年3月末）**

◆ **中間目標：令和6年12月末、1万2千棟解体完了**

市町名	実行計画【R6.2】		実績 申請棟数 (R6.8.19)	見直し【R6.8】	
	推計解体棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)		解体見込棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)
珠洲市	5,562	575,800	5,811	7,195	756,535
輪島市	3,584	349,000	7,985	9,685	932,990
能登町	2,759	313,100	2,326	2,759	287,739
穴水町	2,490	247,700	2,285	2,451	254,279
七尾市	4,261	497,800	3,088	3,500	362,360
志賀町	2,269	289,500	3,177	4,012	476,656
その他	1,574	167,300	2,102	2,808	250,161
16市町計	22,499	2,440,200	26,774	32,410	3,320,720

(参考)
○H28熊本地震
・35,675棟
・311万t
○H19能登半島地震
・3,115棟
・25万t

1.解体完了目標等から逆算したスケジュール管理

月ごとの解体計画

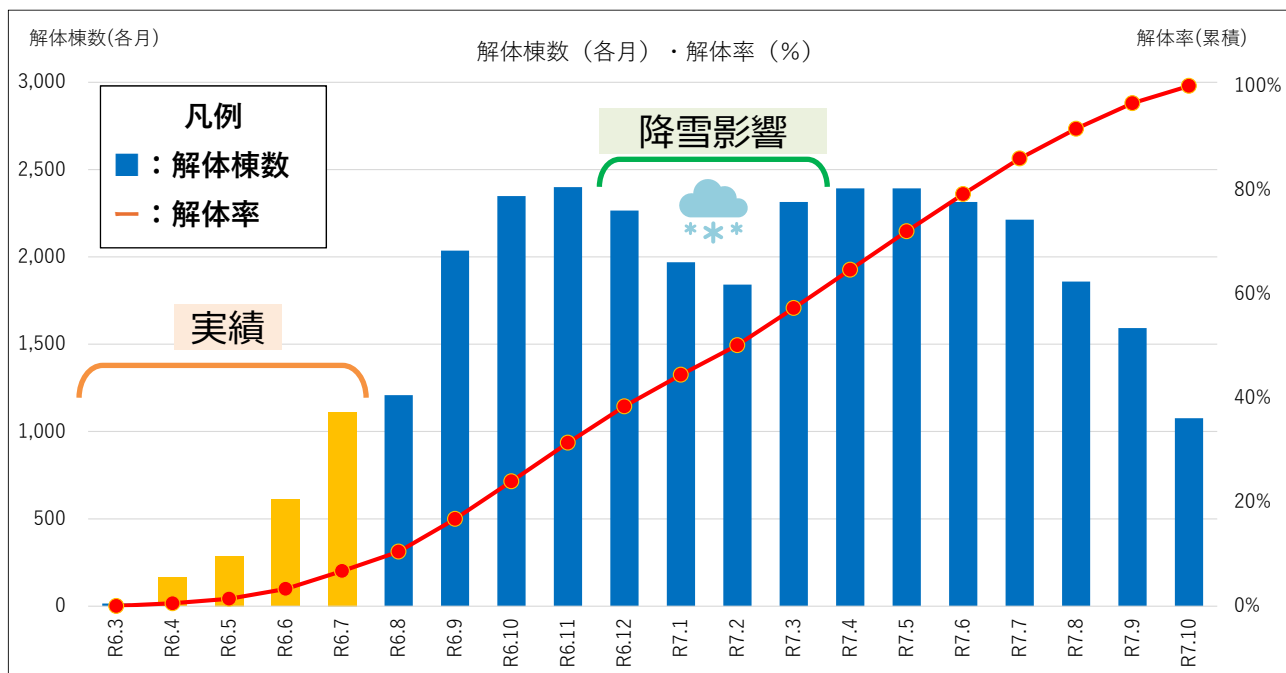
	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10
解体班数	8	56	120	291	601	650	950	1,060	1,120	1,120	1,120	1,120	1,080	1,080	1,080	1,080	1,000	1,000	750	486
解体棟数(各月)	15	163	288	610	1,112	1,208	2,036	2,348	2,400	2,265	1,969	1,841	2,315	2,392	2,392	2,315	2,213	1,859	1,593	1,076
解体棟数(累計)	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,432	7,780	10,180	12,445	14,414	16,255	18,570	20,962	23,354	25,669	27,882	29,741	31,334	32,410
解体率(累計)	0.0%	0.5%	1.4%	3.3%	6.8%	10%	17%	24%	31%	38%	44%	50%	57%	65%	72%	79%	86%	92%	97%	100%

ピーク時1,120班
月最大2,400棟解体

降雪影響 ***

実績

中間目標



- 令和7年10月末の公費解体完了から逆算し、月ごとの解体計画を設定
- 毎月、市町ごとの解体完了棟数などの進捗状況を公表（事業進捗の見える化）
- ピーク時1,120班体制で、一ヶ月あたり最大2,400棟を解体
- 12月～3月の冬期の降雪による影響を勘案

※12月～3月の冬期の降雪による影響を勘案
 除雪車が稼働する5cm以上の降雪日数
 （能登地域で降雪日数の最も多い珠州市の平年値）
 （12月：2.7日、1月：6.4日、2月：5日、3月：1日）

2. 解体工事体制の充実・強化

申請受付・現地調査・工事発注等の円滑化

- 申請受付・現地調査・工事発注等の円滑化



- 発注を管理し、工事前後の調整等を行う管理業務及び現場調査を行うための専門のコンサルタントを増員
- 行政書士等の専門家の活用を推進

解体業者の大幅拡充

- 解体業者の大幅拡充



- 解体ピーク時のR6.11～R7.2に1,120班が必要であり、**全国の解体業者の協力を得て、1,144の解体班を確保済**

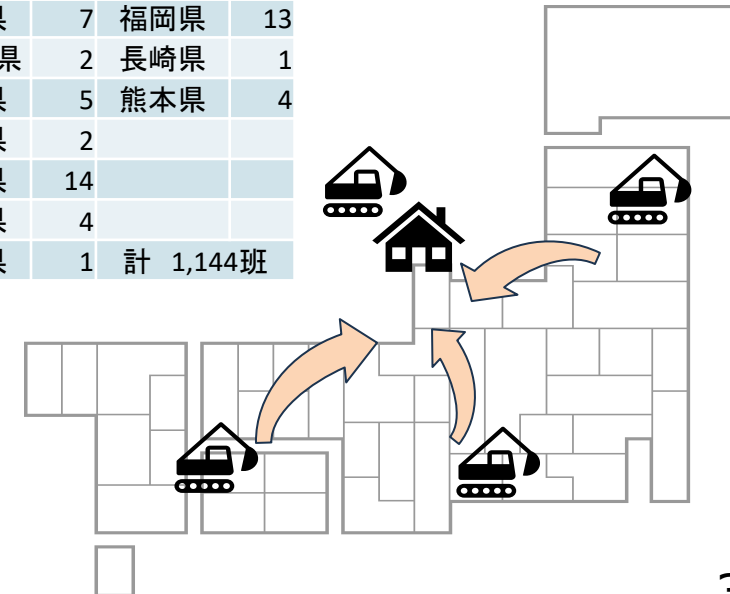
都道府県名	班数	都道府県名	班数	都道府県名	班数	都道府県名	班数	都道府県名	班数
北海道	3	東京都	15	岐阜県	48	兵庫県	7	福岡県	13
岩手県	3	新潟県	4	静岡県	3	和歌山県	2	長崎県	1
宮城県	9	富山県	28	愛知県	87	鳥取県	5	熊本県	4
山形県	9	石川県	695	三重県	18	岡山県	2		
福島県	28	福井県	62	滋賀県	3	広島県	14		
埼玉県	7	山梨県	5	京都府	29	徳島県	4		
千葉県	11	長野県	8	大阪府	16	愛媛県	1	計	1,144班

県解体協会の体制強化

- 円滑な作業発注、活動状況の把握・見える化



- 工程管理会議を活用し、円滑な作業発注、活動状況の把握・見える化



2(2). 解体工事体制の充実・強化

県解体協会の体制強化

■ 宿泊先の確保



➤ 民宿・借家・コンテナハウス等により、必要数約3,400人分を確保済



コンテナハウス



<奥能登2市2町での宿泊施設の確保状況>

	珠洲市	輪島市	能登町	穴水町	合計
必要班数①	239	345	96	79	759
必要人員② (①×4.5人)	1,076	1,553	432	356	3,417
確保済宿泊先③ (④ + ⑤)	1,053	1,583	450	343	3,429
(民宿・借家等)④	(415)	(818)	(330)	(103)	(1,666)
(コンテナハウス)⑤	(638)	(765)	(120)	(240)	(1,763)
宿泊先過不足 (③-②)	▲23	+30	+18	▲13	+12

2(3). 解体工事体制の充実・強化

自費解体の活用の円滑化

■ 「公費解体が原則」の方針



「公費解体と自費解体を
クルマの両輪で進める」方
針に変更



- 自費解体ガイド～解体費用の立替えと払戻し～の策定（環境省・石川県）
- ・ 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（全国版）（環境省）
- ・ 石川県お役立ち情報（石川県）
- 解体廃棄物の処理先について、情報提供
- 積替え保管施設や処分施設の設置の働きかけ

手引き

自費解体（立替払い・費用償還）の手引き

令和6年8月26日

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

お役立ち
情報

地震で被災した建物の解体を考えている方へ

解体制度とは

被害が甚大な災害により、生活環境保全上の支障の除去等を図り、迅速な復旧を図るため、市町が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものです。

- ・市町が損壊家屋等を解体・撤去する「**公費解体**」と
- ・所有者が自ら費用負担して解体業者と契約し解体・撤去を行い、市町から所有者に後で支払われる「**自費解体(解体費用の立替えと払戻し)**」とがあります。

自費解体（解体費用の立替えと払戻し）は、市町が公費解体と同様に算定した範囲内で、支払った費用は払戻されます！

💡 解体の契約をする前に、市(町)に相談を!!

・制度の対象となるか、見積額が適正か※、申請に必要な書類は何かなどを確認しておく。

※できるだけ複数の信頼できる事業者から見積を取ら、金額が妥当なものか判断する。(経費の内訳が記載されているものを比較検討する。)

注 意 点

- ・ 被災証明書（又は被災証明書）で「**全壊**」、「**大規模半壊**」、「**中規模半壊**」、「**半壊**」と判定された建物が対象となります。(修理やリフォームに伴う解体や家屋の一部だけの解体は対象外です。)
- ・ 解体費用が、公費解体と同様の算定方法により市(町)が算定した額を超える場合、その超過額は自己負担となります。
- ・ 費用償還の申請には、見積書、契約書、領収書、解体廃棄物の manifests (産業廃棄物管理票)、写真などを併せて提出する必要があります。
- ・ 登記情報や固定資産情報の面積と実面積が異なる場合、未登記の場合などについては、実面積がわかる資料や写真が必要になります。
※確認できない場合、費用償還の対象外となる場合があります。

お問い合わせ：〇〇市(町)〇〇課 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

県HP

石川県 Ishikawa Prefecture

自費解体に関する情報提供

解体工事ができる事業者（所有者等の方へ）

解体工事を請け負うことが可能な事業者は、以下のとおりです。

1. 請負金額が500万円未満の解体工事
 - 次のいずれかに該当する事業者
 - 1 解体工事業登録業者
 - 2 建設業許可業者のうち土木工事業、建設工事業、解体工事業のいずれかの業種の許可を有する者
2. 請負金額が500万円以上の解体工事
 - 建設業許可業者のうち工事内容により必要な業種の許可を有する者
 - ・総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事の場合は「建設工事業」
 - ・工作物（建築物含む）の解体を行う工事の場合は「解体工事業」
3. 事業者名簿について
 - ・解体工事業登録業者
[解体工事業登録業者一覧はこちら\(土木部監理課ページ\)](#)
 - ※500万円以上の解体工事ではありません。
 - ・建設業許可業者
[建設業許可業者名簿はこちら\(土木部監理課のページ\)](#)
 - ※名簿の「許可業種」について



全壊・半壊家屋等の所有者等が公費解体申請を行わず、自ら解体事業者に依頼して解体・撤去（自費解体）の費用を立替え、市町から払戻しを受ける場合（費用償還）について、その事務が円滑に実施されるよう、費用償還のフローや留意点、参考となる情報等を石川県及び環境省が連携して整理

自費解体ガイド ～解体費用の立替えと払戻し～

□ 「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」（環境省作成）及び「石川県お役立ち情報」（石川県作成）の内容について、わかりやすく整理

自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き

環境省作成

➤ 費用償還に当たって、市町村、申請者、解体事業者における各手順や、市町村・申請者における留意事項等を示すとともに、よくある質問や申請書・見積書の標準様式を掲載

- 費用償還について
- 費用償還の手続きフロー
- 費用償還の留意事項
- 費用償還の算定方法
- よくある質問
- 参考資料

自費解体（解体費用の立替えと払戻し）石川県お役立ち情報

石川県作成

➤ 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形や、各市町の案内状況、費用償還の実施例、解体工事が実施可能な事業者、県内の産業廃棄物処理施設などの情報を掲載

- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形
- 各市町における自費解体の案内状況
- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の実施例
- 解体工事ができる事業者
- 県内の産業廃棄物処理施設など

3. 災害廃棄物処理体制の拡充

仮置場の追加確保

運用中
仮置場：16箇所



■ 解体見込棟数の増加に見合った仮置場の追加確保が必要



6箇所で仮置場を整備中、
又は設置検討中



仮置場の状況

市町	仮置場	仮置場面積 (m ²)	解体廃棄物
珠洲市	ジャンボリー跡地	120,000	○
輪島市	輪島第1仮置場	30,000	○
	輪島第2仮置場	22,350	○
	輪島第3仮置場	8,600	○
	候補地 A	10,000	●
	候補地 B	15,000	●
	候補地 C	20,000	●
能登町	宇出津新港	22,000	○
穴水町	穴水港あすなろ広場横	20,000	○
	ホクエツ工業(株)穴水工場跡地	10,000	○
七尾市	七尾大田工業用地	10,000	○
	候補地 D (整備中)	20,000	●

市町	仮置場	仮置場面積 (m ²)	解体廃棄物
志賀町	富来野球場駐車場	12,000	○
	旧志賀中学校グラウンド	12,000	○
	候補地 E	14,000	●
中能登町	上後山地内	約 5,000	○
	候補地 F	3,500	●
羽咋市	寺家工業団地	13,500	○
宝達志水町	町民センター アステラス駐車場	6,000	○
かほく市	大崎海水浴場駐車場	7,500	○
内灘町	蓮湖渚公園内調整池	6,000	○
金沢市	戸室新保埋立場内		○

○：運用中 ●：整備中又は検討中

3(2). 災害廃棄物処理体制の拡充

広域処理の更なる拡充

海上輸送の活用

宇出津港・飯田港からの船舶による搬出を7月から開始

海上輸送
セメント工場・バイオマス発電施設などを想定



県内市町等のごみ処理施設の活用

金沢市内に積替え場所を設置し、大型車両から小型車両に積替え
金沢市以南の県内市町等のごみ処理施設に搬入

積替え場所
大型車両から小型車両や鉄道コンテナへの積替え
・金沢港ふ頭用地：8/7搬出開始
・金沢港東部工業用地：検討中

仮置場 → 大型車両 → <積替え> → 小型車両 → 市町ごみ処理施設
(連結トレーラー等) (パッカー車等)



陸上輸送
大型車両で直接搬入可能な
ごみ処理施設を想定



鉄道貨物輸送
関東のごみ処理
施設を想定



県外の自治体ごみ処理施設及び民間処理施設の活用

各仮置場から搬出し、金沢市内で積替えることで、県外の処理施設に効率的に搬入

◆ 県外自治体処理施設の活用について、環境省と調整し、協力を要請

- 受入予定：中部ブロック 4県13市町村等
- 近畿ブロック 大阪広域環境施設組合
- 関東ブロック 東京都、横浜市、川崎市（鉄道貨物輸送を活用）
- ※他の中部・近畿ブロックの自治体も調整中

◆ 県外民間処理施設について、県産業資源循環協会が他県協会と調整中

4. 公費解体・災害廃棄物全体の円滑な実施

工程管理会議等を通じた進捗管理の徹底・情報共有の推進

- ◆ 石川県・6市町毎の工程管理会議を通じた「縦横連携」(※)の推進により、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を徹底
- ◆ チェックリストを活用し、事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を推進

※縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善
 横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開

